

移住交流促進施策

問

えひめ移住交流促進協議会組織と市の取り組みは

答

団塊の世代を対象として、現在、県内全ての自治体をはじめ、関係する35機関により「えひめ移住交流促進協議会」が設立され、また下部組織として各市町の実務担当者によるワーキングチームにより協議検討を進めています。

ここでまとめられた事業の実践的なサポートを行うため設立された「愛媛ふるさと暮らし応援センター」に昨年まで本市の職員1名を派遣しており、より良い連携が図れるものと考えています。

これまでの具体的な取り組みは、移住体験などを一元的に提供するホームページを開設し、必要な各種情報を効果的に発信しています。

また、移住者向けのリーフレットの配布や、「移住サポーター・ネットワーク会議」の組織化が図られ、本市からも1名の青年農業者に参画していただいでい

e移住ネットポータルサイト



ます。

次年度以降は、東京と大阪にある愛媛県事務所で開催する移住促進フェアや移住交流に関心を持つ人々を対象とした、「お暮らし（モニターステイ）事業」などが予定されています。

本市では、今年度より愛媛県東京事務所へ職員を1名派遣し広報活動や地域活性化の情報収集を行っており、移住希望者からの質問や要望は各関係部署・団体と連携をとりながら迅速に対応できる体制を整えています。

今後の取り組みは、移住者支援チームの設置をはじめ、「空き家情報バンク」の整備について検討していきたいと考えています。

個人情報保護

問

個人情報保護、外部委託の現状と今後の対応

答

大洲市では合併時に電算システムの統合業務を実施しており、その際委託業者からの再委託や再委託先での業務を行っていますが、いずれも契約に則した行為であり、適切に処理しています。

現在の電算システムの保守体制は、大手メーカーへの委託により行っていますが、法の改正等によるシステム改修費の高騰及びシステム障害に対応する機動性・迅速性の問題などから、本年度から保守業務を県内業者に外部委託を行っています。

このことにより、現在3人のシステムエンジニアが本庁電算課内に常駐し業務を行っており、通常、データの持ち出しは殆どありませんが、やむをえずデータを持ち出す場合は、そのデータ借受申請から処分・返還についての顛末を書面により確認をしています。

また、業務の再委託を行

う場合は、契約書の規定により書面による許可を必要としており、再委託業者について、プライバシーマーク取得など情報セキュリティに対する取り組みを確認することとしています。

しかし、外部委託による情報セキュリティは最終的には委託先の会社や社員のモラルを前提にした信頼関係の上に成り立つものであることから、今後も外部委託する業務の監視・監督を厳密に行い、情報セキュリティの向上に努めていきたいと考えています。

情報格差是正

問

地上デジタルテレビ放送の難視聴地域への対応は

答

電波の有効利用やテレビ放送の高画質化・高性能化を推進するため、平成23年7月24日には全てのアナログ放送がデジタル放送に移行することになっています。

電波の届きにくい地域では従来より共同受信施設を設置し視聴されていますが、デジタル放送への対応には

高山寺山山頂に設置されているテレビ中継局



設備の改修又は新設、移転等が発生し、かなりの費用負担が発生することが考えられます。

このため総務省では施設改修費の一部を負担する制度を設けていますが、実態と合わない点が多く活用が難しいため、大洲市では積極的な取り組みは行っていません。しかし総務省では今後この制度の実用的な見直しが行われようとしており、大洲市では今後の状況に注意しながら、関係機関、共聴組合等と連絡調整を十分に図り対応したいと考えています。